

贈賄リスク対応支援

EY新日本有限責任監査法人
F&C事業部 (Forensics & Control)

グローバルな贈賄リスク対応の必要性

海外贈賄は、ひとたび発生すれば、各国当局による巨額の罰金・制裁などの刑事罰だけにとどまらず、金融機関からの融資の拒否・停止、投資家の離反、取引先による契約解除など、企業活動への影響が非常に大きなリスクです。

近年でも、日本における不正競争防止法の改正に加え、米国司法省(DOJ)や米国証券取引委員会(SEC)が、企業のコンプライアンス・プログラムを強化するための追加措置を提言するなど、各国当局が積極的に執行を続ける姿勢を崩しておらず、各企業は自社グループの贈賄リスクを正しく認識し、対応していくことが求められています。

EYが提供する課題解決のためのソリューション(一例)

評価

リスク評価、プログラム評価に基づき、リスクベースアプローチの実現を支援します。

贈賄リスク評価

コンプライアンス・プログラム評価

コンプライアンス浸透度調査

防止

コンプライアンス・プログラムの高度化と効果的な運用を支援します。

贈賄防止規程などの策定、改訂、手続の導入

教育・研修・ワークショップ

第三者デューデリジェンスの実施

発見

自社グループや取引先に対する実効性のあるモニタリングを支援します。

贈賄防止モニタリング

贈賄防止の観点からのデータ分析

高リスクな取引先に対するモニタリング

対応

当局やステークホルダーへの説明責任を果たすための対応をワンストップで支援します。

事実調査・類似案件調査

当局対応(調査・事後対応)

原因分析、改善計画の策定・検証・実行

贈賄リスク対応においては、海外子会社を適切に管理していくことが重要です。EY Forensics & Controlでは、現地のEYメンバーファームに所属する、現地の商習慣や言語に精通したプロフェッショナルと連携し、豊富な知見を最大限に活用することで、効果的かつ効率的な支援を提供します。

The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

支援実績(一例)

EYは、米国海外腐敗行為防止法(FCPA)違反に関連した、DOJとの訴追延期合意(Deferred Prosecution Agreement)対応をはじめ、企業のニーズに応じた柔軟なコンサルティングサービスを、贈賄リスク対応における評価・防止・発見・対応のすべての局面にわたり提供しています。

業種	局面	支援概要
機械	評価	国内および海外拠点に対して、質問票ベースでの贈賄リスク評価、コンプライアンス態勢の現状評価を実施。その後、リスクの高い拠点を対象に現地調査を実施。
商社	防止	グループ贈賄防止基本方針や細則、手続に必要な社内申請書、解説書を作成し、贈賄防止に係る統制の導入を支援。また、リスクベースアプローチに基づくルールの見直しを支援。
医薬	発見	グローバル企業などが起用する取引先に対し、契約書の監査条項に基づく贈賄モニタリングにおいて、インタビュー・証憑レビュー・サンプルテストを実施。
化学	対応	海外子会社で発生した贈賄疑義に関して、事実調査・類似案件調査を目的としたインタビュー・アンケート・会計データの分析・デジタルフォレンジック・取引テストを実施。

贈賄リスク対応強化・改善のためのチェックポイント(一例)

贈賄リスク対応においては、適切なリスク評価に基づき、リスクの高い分野に限りあるリソースを配分していくことが肝要であり、また、継続的にコンプライアンス・プログラムの改善を図っていく必要があります。併せて、万が一贈賄の疑義が生じた場合にその影響を最小限に抑えられるよう、平時から備えることが推奨されます。

贈賄リスク対応強化・改善のためのチェックポイント(一例)		チェック
1	経営層は、贈賄防止に向けた強い姿勢を、社内外に対して、繰り返し明確に示していますか	Yes / No
2	関連法令や業界標準などを踏まえ、各国・地域／事業における贈賄リスクを理解した上で、リスクに応じたグループ・ガバナンスを効かせていますか	Yes / No
3	取引先による贈賄行為に巻き込まれる、またはその管理責任を問われるリスクを想定し、起用時のデューデリジェンスや継続的なモニタリングなどの取引先管理を実施していますか	Yes / No
4	買収前後のデューデリジェンスにおいて、贈賄防止の観点から深度あるチェックを実施していますか	Yes / No
5	贈賄は必ず見つかると思わせよう、テクノロジーやデータ分析を活用した、強固な発見的モニタリングを自社グループにおいて実施していますか	Yes / No
6	贈賄の疑義が発生した場合に、迅速にかつ適切な調査を実施し、自社グループを守るための対応を行う体制は整備されていますか	Yes / No
7	取引先や投資家などから、贈賄防止のための十分なコンプライアンス・プログラムの整備・運用を求められた場合に、自信を持って自社グループの取り組みについて説明できますか	Yes / No

お問い合わせ先	EY新日本有限責任監査法人 F&C事業部(Forensics & Control) TEL:03 3503 3292 Email: forensics@jp.ey.com
---------	--

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について
EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved. ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談してください。

ey.com/ja_jp